

# 「指定認知症対応型通所介護」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(摂津市指定 第2793700044号)

当事業所はご利用者に対して指定認知症対応型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## ◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	1
4. 職員の配置状況	1
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. サービス提供における事業者の義務	4
7. 高齢者虐待防止について	4
8. 秘密保持と個人情報の保護	5
9. 非常災害対策	5
10. サービス利用に関する留意点	5
11. 事故発生時の対応	6
12. 損害賠償について	6
13. サービスの利用をやめる場合（契約の終了について）	7
14. 苦情処理の体制及び手順	8
15. 第三者評価の実施状況について	8
16. 事業継続計画（BCP）について	9
17. ハラスメントについて	9

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 成光苑
- (2) 法人所在地 大阪府摂津市千里丘3丁目16-7
- (3) 代表者氏名 理事長 高岡 國士
- (4) 設立年月日 昭和49年7月3日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定認知症対応型通所介護事業所・平成26年4月1日指定  
(摂津市指定 第2793700044号)  
当事業所は特別養護老人ホームせつつ桜苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 介護保険法に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 認知症対応型デイサービスセンターせつつ桜苑
- (4) 事業所の所在地 大阪府摂津市桜町1丁目1-11
- (5) 電話番号 072-646-6410
- (6) 管理者氏名 藤原 義章
- (7) 当事業所の運営方針  
高齢者の生きがいをもてる健全で安らかな生活を保障するとともに、ご利用される皆様へ心のこもったサービスと専門的なサービスを適切かつ計画的に提供し、ご満足頂けるご利用に結びつけることを最も大切な使命とします。
- (8) 開設年月 平成26年4月1日
- (9) 利用定員 10人（指定認知症対応型通所介護）

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 摂津市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝祭日を含む）但し12/30～1/3を除く
受付時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月曜日～土曜日 9時30分～16時30分

## 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定認知症対応型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職務内容	職員配置（指定基準）
1. 事業所長（管理者）	業務の統括・指揮・調整	1名
2. 看護職員又は介護職員	介護など日常生活のお世話	3名
3. 生活相談員	相談業務	2名
4. 機能訓練指導員	機能訓練指導業務	1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 看護職員又は介護職員	勤務時間 8：30～17：30
2. 機能訓練指導員	勤務時間 10：00～12：00
3. 生活相談員	勤務時間 8：30～17：30

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |  |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただく場合 |
|--|

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合以外）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- ・食事の準備、介助を行います。
- ・当事業所では、併設の特別養護老人ホームの栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間） 12：00～13：00

②入浴

入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

ご利用者の排泄の介助を行います。

④送迎

ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

⑤機能訓練

機能訓練指導員や看護師、介護職員がご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

※別紙参照

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事・喫茶に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

※別紙参照

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 口座振替（自動引き落とし） ※引き落とし手数料はせつつ桜苑が負担します。
イ. 指定口座への振り込み [振込名義] 社会福祉法人 成光苑 老人デイサービスB型 せつつ桜苑理事長 高岡 國士 [口座科目] 普通 [口座番号] 8 3 1 2 9 8 9 ※振込み手数料はご利用者にてご負担いただきます。
ウ. 現金支払い

お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いいたします。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご利用者のご都合により、指定認知症対応型通所介護サービスのご利用を中止、変更、又は新たなサービスのご利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になってご利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
----------------------	----

利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の50% (自己負担相当額)
-----------------------	--------------------------

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他のご利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

## 6. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。</li><li>②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。</li><li>③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。</li><li>④ご利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者本人または他のご利用者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、必要最小限の範囲内で行なうことがあります。その場合は、身体拘束を行なった日時、理由及び態様等についての記録を行いません。</li><li>⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。</li><li>⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。(守秘義務)<ul style="list-style-type: none"><li>・但し、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。</li><li>・ご利用者又はご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者のご家族の個人情報を用いません。</li></ul></li><li>⑦非常災害対策として、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。</li></ol> |
|---|

### (2) 当事業所の事故発生時の対応

当事業所が実施するサービス提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族・市町村等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所がご利用者に対して行なったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

## 7. 高齢者虐待防止について

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。
  - ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - ③その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 8. 秘密保持と個人情報の保護

事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。(守秘義務)

- ・但し、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
- ・ご利用者又はご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者のご家族の個人情報を用いません。

## 9. 非常災害対策

- ① 当事業所では、次の者を非常災害対策に関わる担当者（防火管理者）として、非常災害対策に関する取り組みを行っています。

非常災害対策に関わる担当者（防火管理者）：施設長 藤原義章

- ② 当事業所では、非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報や連携体制を整備して、当施設の従業者に周知しています。
- ③ 当事業所では、非常災害対策の一環として、毎年、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。

訓練名称	時期	訓練の概要
消防訓練（1回目）	7月	避難、救出、消火等（日中想定） ※地震・土砂・水害も想定
消防訓練（2回目）	12月	避難、救出、消火等（夜間想定）
防犯訓練	不定期	

※各訓練によっては、所轄消防署等関係機関が立ち合いする場合があります。

※訓練内容によっては、ご利用者や地域住民の方も参加する場合があります。

※当施設の都合や状況に応じて実施時期を変更する場合があります。

## 10. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により現状に服していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 感染症（ノロウイルス・インフルエンザ等）や熱発、嘔吐等の症状が見られる方に関しては、ご利用を控えて頂く場合があります。

## (2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

### 1 1. 事故発生時の対応

#### (1) 事故防止策・事故発生時の対応

当事業所では、事故を未然に防止するために事故発生防止のための指針（マニュアル）を整備しています。また事故発生防止のための委員会の開催（毎月1回）し、従業者に対する研修を定期的に行っています。

① リスクマネジメントに関する責任者を選定しています。

リスクマネジメントに関する責任者：副施設長 下村宗治

② ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、ご利用者の家族等（原則、契約書の代理人）、主治医またはあらかじめ定められた協力医療機関、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

③ ご利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。再発防止策として、マニュアルに従い、事故に至った経緯や内容等を分析し、委員会で再発防止に努められるよう対応を図ります。

### 1 2. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上
保険名	賠償責任（一般）保険
補償の概要	施設所有 200,000 千円、生産物 200,000 千円 受託財物損害補償 1,000 千円、支援事業損害補償 200,000 千円 人格権侵害補償 1名につき 1,000 千円、1事故につき 10,000 千円、 初期対応費用補償 10,000 千円、訴訟対応費用補償 10,000 千円、 被害者治療費等補償 1名につき死亡・後遺障害 500 千円、入院 100 千円 1事故につき 10,000 千円

### 1 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立もしくは要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑧最終利用後から1年以上経過しても再利用がない場合

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定認知症対応型通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者やその家族から職員に対してハラスメントがあった場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

1 4. 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、その状況を詳細に把握するため必要に応じ、状況の聴き取りや事



情の確認を行い、ご利用者の立場を考慮しながら事実関係の把握を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整及び結果報告を行います。

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

松村 肇也 [職名] 生活相談員

○苦情解決責任者

藤原 義章 [職名] 管理者

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9：00～17：30

○連絡先 電話番号 072-646-6410

(2) 行政機関その他苦情受付機関

摂津市保健福祉部 高齢介護課	所在地 大阪府摂津市三島1丁目1-1 電話番号 06-6383-1111 072-638-0007
大阪府国民健康保険団体 連合会	所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3-8 電話番号 06-6949-5418

## 15. 第三者評価の実施状況について

(1) 実施の有無

実施あり。

(2) 実施した直近の年月日

2023年5月6日。

(3) 実施した評価機関の名称

一般財団法人日本品質保証機構（JQA）。

(4) 評価結果の開示状況

正面玄関前に審査報告書を設置しています。

## 16. 事業継続計画（BCP）について

当事業所では、感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、事業継続計画（BCP）を作成しています。

- ① 当事業所では、感染症や自然災害対策に関する具体的計画を立て、感染症発生時や自然災害時の関係機関への報告や連携体制を整備して、当事業所の従業者に周知しています。
- ② 感染症発生時や自然災害発生時に関する研修、訓練（シミュレーション）を実施します。

## 17. ハラスメントについて

当事業所では適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた物見より通所介護職員等の就業環境が害されること（カスタマーハラスメント）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じています。

- ① 身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為を禁止します。

例：コップを投げつける／蹴られる／唾を吐く等

- ② 精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為を禁止します。

例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員にいやがらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する等

- ③ セクシュアルハラスメント：意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為を禁止します。

例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする等

年 月 日

指定認知症対応型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

認知症対応型デイサービスセンター せつつ桜苑

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

代理人（立会人）住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。